



鳥取県公報

平成12年 8月22日(火)
第 7 2 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業振興地域の区域の変更（農政課）..... 1
	保安林の指定の解除（2件）（森林保全課）..... 2
	保安林の指定の解除の予定（2件）（ ）..... 3
	都市計画の変更（都市計画課）..... 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防利水課）..... 4
	災害危険区域の指定（建築課）..... 8
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集（総務課）.....11
◇ 公 告	鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（森林保全課）.....11

告 示

鳥取県告示第489号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成12年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変 更 後 の 区 域
鳥取地域	鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 1 平成12年鳥取県告示第494号で変更した鳥取都市計画による市街化区域 2 平成 8年鳥取県告示第158号で変更した鳥取都市計画による市街化区域 3 平成 7年鳥取県告示第149号で変更した鳥取都市計画による市街化区域 4 昭和60年鳥取県告示第1216号で市街化区域から市街化調整区域に変更した区域（ただし、古海字西中田373の2、373の3、374の2から374の4まで、375の1から375の5まで、376の1、376の2、377、378の1、378の3から378の6まで、379の1から379の7まで、380の3から380の7まで、381の8、字上池ノ内476、476の1、477、478の1から478の3まで、479の1から479の3まで、480の1、480の2、481の1、481の2、482、483の1、483の2、484の1、484の2、485、486の1、486の2、487の1、487の2、488の1、488の2、489の1、489の2、490の1から490の3まで、490の5、491の1、491の3、492の1、492の3、字下池ノ内493から495まで、495の1、496の1から496の4まで、497、498の2、498の3、499の1、499の2、

500、501、502の1、502の3、505の2、字中實527の4、字上町田528の3、徳尾字上山崎185の1、186の5、186の6、187の2、188の2、189の2、字下山崎184の2、滝山字山下403、404の9、404の13、字小西谷口429の15、429の16、429の18を除く。)で第1号図から第10号図までの青色で着色した区域

5 千代川河口及び鳥取大橋までの千代川左岸のうち第10号図の赤色で着色した区域

6 山陰海岸国立公園の特別地域

7 鳥取空港の区域

8 山陰海岸国立公園の特別地域、流岸線、鳥取港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道9号及び昭和52年鳥取県告示第141号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号4に囲まれた区域

9 昭和52年鳥取県告示第141号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号4、5、10から17まで、46、48、49、53から55まで、58から61まで、65から68まで、102から104まで、107から113まで、123から126まで、130から134まで、137から139まで、142から152まで、156から158まで、173、175、176、179、180、190、191、203及び204の区域並びに昭和56年4月1日現在の国有林の林班番号1から6まで、113、114及び1032の区域(第1号図から第11号図までは省略する。)

鳥取県告示第490号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成12年8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字新林447から450まで・451の1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第491号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成12年8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字赤碓字花見1933の3、1933の7

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第492号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年 8 月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字淵見字深山ノ上673の6（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第493号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年 8 月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字家ノ向137の16（国有林）、137の14
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年 8 月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 1 市街化区域
追加する部分
鳥取市円護寺字芳原、字地藏ノ元、字五反田、字継子、字坊主ヶ谷、字荒神ノ下、字赤土田、字新林、字

渡り上り、字稲干場、字居屋敷、字上前田、字下前田、字稲荷ノ下モ、字御蔵下夕、字久松山、字庵ノ城、字町分、字坂ノ下、字土手ノ内、字公園墓地、字屋敷田、字朽田、字舟山及び字下屋敷田、賀露町西二丁目、美萩野四丁目、海蔵字下平、広岡字西広岡、字北広岡及び字地蔵前、津ノ井字泓ノ一、字下泓ノ二、字内砂田、字上泓及び字暖添、桂木字西ヶ丘、字外砂田、字内砂田、字橋詰、字下奈免羅、字西溝尻、字下溝尻、字西前田、字前田、字下笠渕、字笠渕及び字山王並びに生山字前田、字笠渕及び字山鼻

変更する部分

鳥取市円護寺字中河原及び字濱田、北園二丁目、覚寺字目当、賀露町西三丁目、賀露町西四丁目、賀露町北三丁目、賀露町字西浜及び字米倉、湖山町南二丁目、湖山町東一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、船木字筆始、浜坂一丁目、浜坂二丁目並びに津ノ井字向下砂田及び字向上砂田

2 市街化調整区域

変更する部分

鳥取市円護寺字芳原、字地蔵ノ元、字五反田、字継子、字坊主ヶ谷、字赤土田、字新林、字渡り上り、字稲干場、字居屋敷、字稲荷ノ下モ、字御蔵下夕、字久松山、字庵ノ城、字坂ノ下及び字公園墓地、賀露町北三丁目、賀露町西三丁目、賀露町西二丁目、賀露町字西浜及び字米倉、湖山町南二丁目、湖山町東一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、美萩野四丁目、海蔵字下平、広岡字地蔵前、船木字筆始、浜坂一丁目、浜坂二丁目、津ノ井字下泓ノ一、字下泓ノ二、字向上砂田、字向下砂田、字内砂田、字上泓及び字暖添、桂木字西ヶ丘、字橋詰、字下奈免羅、字西溝尻、字西前田、字前田、字笠渕及び字山王並びに生山字前田、字笠渕及び字山鼻

削除する部分

鳥取市円護寺字荒神ノ下、字上前田、字下前田、字町分、字土手ノ内、字屋敷田、字朽田、字舟山、字下屋敷田、字中河原及び字濱田、北園二丁目、覚寺字目当、賀露町西四丁目、賀露町北三丁目、広岡字西広岡及び字北広岡並びに桂木字外砂田、字内砂田、字下溝尻及び字下笠渕

鳥取県告示第495号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成12年8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 名称

三山口地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市三山口字村土居938	1号
鳥取市三山口字村土居332	2号
鳥取市三山口字紙子谷640	3号
鳥取市三山口字村土居352	4号及び5号
鳥取市三山口字村土居347	6号
鳥取市三山口字村土居346-1地先道路敷	7号
鳥取市三山口字村土居315-2	8号

鳥取市三山口字村土居296-1地先道路敷 9号

鳥取市三山口字村土居293-1 10号

2(1) 名称

大杙地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市大杙字下土居597	1号
鳥取市大杙字下土居606	2号から4号まで
鳥取市大杙字下土居611	5号及び6号
鳥取市大杙字下土居36	7号

3(1) 名称

長和瀬第2地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を直線で結んだ線により囲まれた区域（青谷町大字長和瀬字宮島917-4の区域を除く。）

土 地	標 柱
気高郡青谷町大字長和瀬字村中1072-7地先河川敷	1号
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島941-5	2号
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島941-4	3号及び4号
気高郡青谷町大字長和瀬字前田908-1	5号及び6号
気高郡青谷町大字長和瀬字前田904	7号
気高郡青谷町大字長和瀬字前田195地先河川敷	8号
気高郡青谷町大字長和瀬字前田189地先河川敷	9号
気高郡青谷町大字長和瀬字村内62-5	10号
気高郡青谷町大字長和瀬字村内55-5地先道路敷	11号

4(1) 名称

上峰寺地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内29-1	1号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥354	2号及び3号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥362	4号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥365-1	5号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥373	6号及び7号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥376	8号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内3-3地先道路敷	9号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内4地先道路敷	10号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内20	} 合併 11号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内21	
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内22地先道路敷	12号

5(1) 名称

尾見地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を直線で結んだ線により囲まれた区域（智頭町大字尾見字大谷506-1の区域を除く。）

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字尾見字川詰228-9	1号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰220-2	2号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰上エ507	3号及び4号
八頭郡智頭町大字尾見字大谷506-1	5号及び6号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰217-3	7号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰217-11	8号

6(1) 名称

大原地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を平成10年鳥取県告示第313号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域と倉吉市大原字城山1231との西側の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
倉吉市大原字宮ノ下623-1地先水路敷	1号
倉吉市大原字寺谷1232-1	2号
倉吉市大原字城山1231	3号から9号まで
倉吉市大原字城山1231-1	10号
倉吉市大原字宮ノ下620-2	11号

7(1) 名称

別所第2地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市別所字前田1133	1号
米子市別所字前田1157	2号
米子市別所字前田1160-1	3号
米子市別所字前田1154	4号
米子市別所字前田1140	5号
米子市別所字宮ノ峯1479	6号
米子市別所字下前田1121	7号
米子市別所字下前田1119	8号
米子市別所字前田1135-1	9号
米子市別所字前田1134	10号

8(1) 名称

梶原地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱

12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡名和町大字名和字山崎1362-1地先道路敷	1号
西伯郡名和町大字名和字山崎2336-1地先道路敷	2号
西伯郡名和町大字加茂字山崎14-7	3号
西伯郡名和町大字加茂字山崎15-3	4号
西伯郡名和町大字加茂字山崎15-1	5号から8号まで
西伯郡名和町大字加茂字京力3452	9号
西伯郡名和町大字加茂字山崎28-2	10号
西伯郡名和町大字加茂字京力3459	11号
西伯郡名和町大字加茂字山崎24	12号

9(1) 名称

猪子原地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡日南町福神字猪子原1593-3	1号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-28	2号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-67	3号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-31	4号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-30	5号
日野郡日南町福神字猪子原1610-3	6号
日野郡日南町福神字猪子原1605-3	7号

10(1) 名称

佐川地区急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡江府町大字佐川字段ノ平1280-1	1号
日野郡江府町大字佐川字段ノ平1281-1	2号
日野郡江府町大字佐川字段ノ平1276-1	3号
日野郡江府町大字佐川字屋敷303-1	4号
日野郡江府町大字佐川字屋敷298-3地先道路敷	5号
日野郡江府町大字佐川字屋敷284-1地先道路敷	6号
日野郡江府町大字佐川字屋敷276-1	7号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前276-2	8号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前219-2地先道路敷	9号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前244-6	10号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前253地先道路敷	11号
日野郡江府町大字佐川字箕田106-1	12号

鳥取県告示第496号

鳥取県建築基準条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成12年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 名称

三山口地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市三山口字村土居938	1号
鳥取市三山口字村土居332	2号
鳥取市三山口字紙子谷640	3号
鳥取市三山口字村土居352	4号及び5号
鳥取市三山口字村土居347	6号
鳥取市三山口字村土居346-1地先道路敷	7号
鳥取市三山口字村土居315-2	8号
鳥取市三山口字村土居296-1地先道路敷	9号
鳥取市三山口字村土居293-1	10号

2(1) 名称

大杣地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市大杣字下土居597	1号
鳥取市大杣字下土居606	2号から4号まで
鳥取市大杣字下土居611	5号及び6号
鳥取市大杣字下土居36	7号

3(1) 名称

長和瀬第2地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を直線で結んだ線により囲まれた区域（青谷町大字長和瀬字宮島917-4の区域を除く。）

土 地	標 柱
気高郡青谷町大字長和瀬字村中1072-7地先河川敷	1号
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島941-5	2号
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島941-4	3号及び4号
気高郡青谷町大字長和瀬字前田908-1	5号及び6号
気高郡青谷町大字長和瀬字前田904	7号

気高郡青谷町大字長和瀬字前田195地先河川敷	8号
気高郡青谷町大字長和瀬字前田189地先河川敷	9号
気高郡青谷町大字長和瀬字村内62-5	10号
気高郡青谷町大字長和瀬字村内55-5地先道路敷	11号

4(1) 名称

上峰寺地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内29-1	1号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥354	2号及び3号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥362	4号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥365-1	5号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥373	6号及び7号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村奥376	8号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内3-3地先道路敷	9号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内4地先道路敷	10号
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内20}	合併
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内21}	
八頭郡郡家町大字上峰寺字村内22地先道路敷	12号

5(1) 名称

尾見地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を直線で結んだ線により囲まれた区域（智頭町大字尾見字大谷506-1の区域を除く。）

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字尾見字川詰228-9	1号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰220-2	2号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰上エ507	3号及び4号
八頭郡智頭町大字尾見字大谷506-1	5号及び6号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰217-3	7号
八頭郡智頭町大字尾見字川詰217-11	8号

6(1) 名称

大原地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を平成10年鳥取県告示第313号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域と倉吉市大原字城山1231との西側の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
倉吉市大原字宮ノ下623-1地先水路敷	1号
倉吉市大原字寺谷1232-1	2号
倉吉市大原字城山1231	3号から9号まで
倉吉市大原字城山1231-1	10号

倉吉市大原字宮ノ下620-2

11号

7(1) 名称

別所第2地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市別所字前田1133	1号
米子市別所字前田1157	2号
米子市別所字前田1160-1	3号
米子市別所字前田1154	4号
米子市別所字前田1140	5号
米子市別所字宮ノ峯1479	6号
米子市別所字下前田1121	7号
米子市別所字下前田1119	8号
米子市別所字前田1135-1	9号
米子市別所字前田1134	10号

8(1) 名称

梶原地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡名和町大字名和字山崎1362-1地先道路敷	1号
西伯郡名和町大字名和字山崎2336-1地先道路敷	2号
西伯郡名和町大字加茂字山崎14-7	3号
西伯郡名和町大字加茂字山崎15-3	4号
西伯郡名和町大字加茂字山崎15-1	5号から8号まで
西伯郡名和町大字加茂字京力3452	9号
西伯郡名和町大字加茂字山崎28-2	10号
西伯郡名和町大字加茂字京力3459	11号
西伯郡名和町大字加茂字山崎24	12号

9(1) 名称

猪子原地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡日南町福神字猪子原1593-3	1号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-28	2号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-67	3号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-31	4号
日野郡日南町福神字石ヶ原1789-30	5号
日野郡日南町福神字猪子原1610-3	6号

日野郡日南町福神字猪子原1605-3

7号

10(1) 名称

佐川地区災害危険区域

(2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡江府町大字佐川字段ノ平1280-1	1号
日野郡江府町大字佐川字段ノ平1281-1	2号
日野郡江府町大字佐川字段ノ平1276-1	3号
日野郡江府町大字佐川字屋敷303-1	4号
日野郡江府町大字佐川字屋敷298-3地先道路敷	5号
日野郡江府町大字佐川字屋敷284-1地先道路敷	6号
日野郡江府町大字佐川字屋敷276-1	7号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前276-2	8号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前219-2地先道路敷	9号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前244-6	10号
日野郡江府町大字佐川字代ノ前253地先道路敷	11号
日野郡江府町大字佐川字箕田106-1	12号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第16号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年8月22日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 1 日時 平成12年8月23日(水)午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県高等学校教育審議会委員の任命について
 - (2) その他

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第4項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会を次のように開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則(平成12年鳥取県規則第85号)第2条第1項の規定により公告する。

平成12年8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成12年9月12日（火） 午後1時30分から
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 第12会議室
- 3 案 件 次の表に掲げる鳥獣保護区特別保護地区の指定

名 称	位 置
久松山鳥獣保護区 特別保護地区	久松山鳥獣保護区の区域のうち、久松山南西斜面の鳥取市有林の鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。）